

長崎市公告第 /02 号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 古紙類売却【単価契約】
- (2) 履行場所 古紙選別等処理業務受注者施設内古紙置場（長崎市小江町 1 番地 10）
- (3) 業種 不用品売買（鉄屑・古紙類）
- (4) 概要 長崎市が収集等した古紙類の売却
- (5) 履行期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (6) 契約保証金 要（契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 34 条第 1 号、第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する場合は免除）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) (2) の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。
- (4) 公告日現在、1 (3) の業種に登録がある者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。
- (9) 本業務の履行能力がある者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市環境部環境政策課（以下「環境政策課」という。）（長崎市魚の町4番1号（長崎市役所13階））において閲覧することができる。

4 開札の日時及び場所

令和7年9月19日（金）14時00分

長崎市魚の町4番1号（長崎市役所13階）環境政策課

5 入札保証金

免除

6 入札参加申請等

(1) 本入札の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(2) 上記(1)の申請書は持参又はファックスにより提出するものとする。ファックスによる場合は、到着後、長崎市環境部資源循環課（以下「資源循環課」という。）担当者から着信確認の電話を行うので、必ず送信票へ担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、ファックス送信後、翌日（受付期間の最終日に送信した場合は当日中）までに資源循環課から着信確認の電話がない場合には、資源循環課へ着信確認の電話を行うこと。

また、ファックスで申請書を提出した場合は、原本についても、後日、持参又は郵送により提出すること。

(3) 申請書の受付

ア 受付期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月9日（火）まで（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。ただし、受付期間初日は、13時00分から17時00分までとし、受付期間最終日は9時00分から12時00分まで）

ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所13階）資源循環課
電話番号 095（829）1159（直通）
ファックス番号 095（829）1218

(4) その他

ア 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しないものとする。

エ 提出書類は、公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和7年9月11日（木）までに通知する。

8 仕様書等及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、長崎市ホームページの「メニュー⇒くらし・手続き⇒ごみ・リサイクル⇒ごみの削減・リサイクル」からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、資源循環課の窓口で配布する。この場合は、事前に資源循環課へ電話すること。

(2) 仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、本市所定の質問書で次のとおり行うものとする。

ア 提出期限 令和7年9月9日（火）12時00分までに持参又はファックスするものとする。

ファックス番号 095（829）1218

イ 提出先 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所13階）資源循環課

ウ 回答期限 令和7年9月11日（木）までにファックスで回答したうえで、同日までに質問回答書を閲覧に供する。

エ 閲覧期間 回答した日から入札書提出期限まで（休日を除く。）

オ 閲覧場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所13階）資源循環課

9 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、仕様書等の質疑応答を確認のうえ送付すること。

- (2) 提出期間 令和7年9月11日（木）から令和7年9月18日（木）まで

日本郵便株式会社長崎中央郵便局必着

- (3) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする（再度入札についても、郵便入札とする。）。

- (5) 初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡することとする。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札
- (6) 本市所定の入札書を使用しない入札
- (7) 本公告中「9 入札書の提出方法等(3)」に記載する郵送方法以外による入札
- (8) 再度入札する場合において、前回の最高価格以下での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札

12 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書（本市に到達したものをいう。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札辞退

開札前までは入札の辞退を認めることとし、入札者は、その旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

14 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きた場合又は不正な行為があると認めた場合は、入札を中止又は延期する場合がある。

15 落札者の決定方法

- (1) 入札書の記載金額は、古紙類の品目別の単価(税抜)に契約期間全体のそれぞれの予定数量を乗じた額の合計額(「別紙 契約単価算出例」の合計(円)Aに相当する額)を記載すること。
- (2) 落札者は、本業務の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (3) 契約単価は、入札書記載額に各品目別の換算割合を乗じて得た額をさらに各品目の予定数量で除した額(小数点第三位以下切り上げ)とする。ただし、契約単価に各品目別の予定数量を乗じて得た額の合計が落札額を上回る場合は、原則として予定数量の少ない品目から順に1銭単位で減算(場合によっては加算)し、端数調整を行う。

16 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

17 問い合わせ先

資源循環課 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所13階)

電話番号 095(829)1159(直通)

ファックス番号 095(829)1218

(別紙)

契約単価算出例

1 予定数量に対する古紙の品目別小計の合計額を入札額とする（入札額を20,000,000円とした場合）。

品名	品目	単位	予定数量	設計単価(円)	小計(円)	備考
古紙類	新聞	t	280			
	雑誌類	t	470			
	段ボール	t	720			
				合計(円) A	20,000,000	←入札額

2 契約単価を算出

品名	品目	入札書記載額(円) A	換算割合 B	予定数量(t) C	端数調整前単価(円) $D = A \times B / C$	端数調整 (円)	契約単価(円)
古紙類	新聞	20,000,000	0.28156425	280	20,111.74	-0.02	20,111.72
	雑誌類		0.26256983	470	11,173.19	-0.01	11,173.18
	段ボール		0.45586592	720	12,662.95	0	12,662.95

※契約単価には、消費税及び地方消費税を含まない。

※換算割合とは、市の積算総額（税抜）に占める品目別の積算額（税抜）の割合のこと。

※契約単価Dは、入札書記載額Aに古紙の品目別の換算割合Bを乗じて得た額を、予定数量Cで除した額（小数点第三位以下を切り上げた小数点第二位までの額）とする。

※Dの単価に各品目別の予定数量を乗じて得た額の合計が落札額を上回る場合は、原則として予定数量の少ない品目から順に1銭単位で減算（場合によっては加算）し、端数調整を行う。